

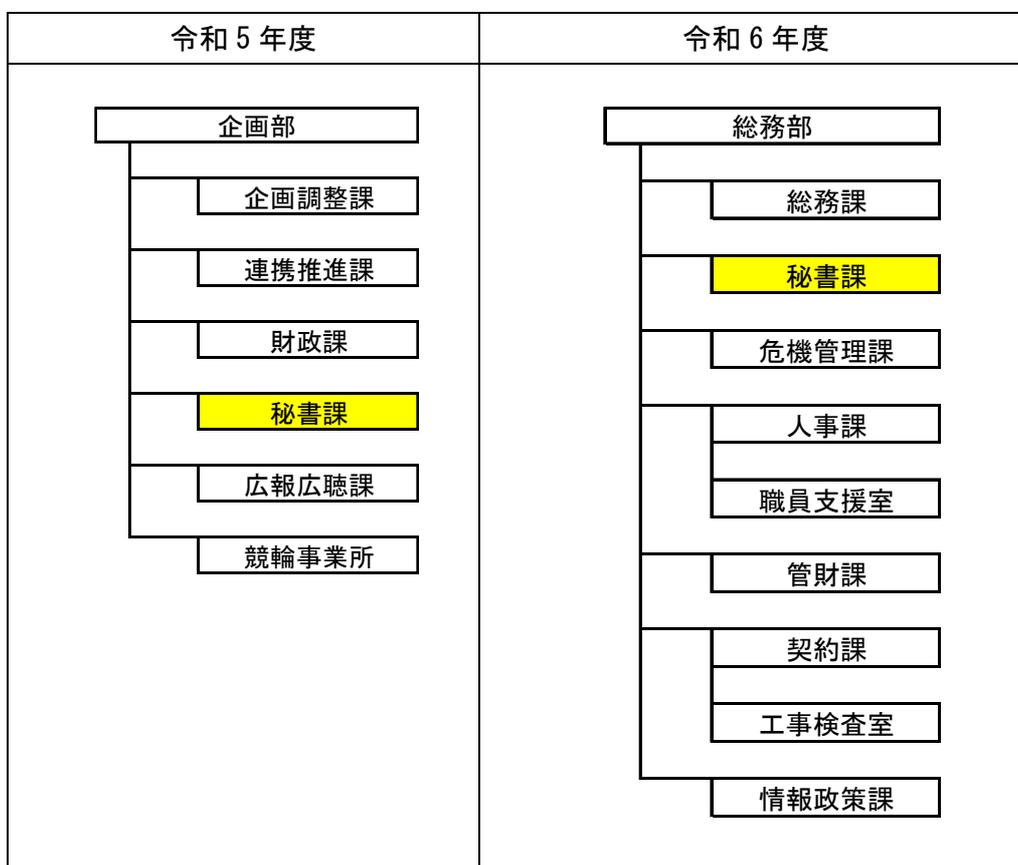
青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

令和 6 年度の組織・機構の見直しに伴い「青森市事務分掌条例」の一部を改正するもの

2 改正内容【第 3 条】

庁内調整・議会との連携推進のため、企画部にある秘書課を総務部へ移管することにより、企画部の事務分掌である「秘書に関する事項」を総務部へ変更するもの。



3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日